

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
 - 土地改良区連合の定款の変更を認可した件 二四
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 二四

告 示

福島県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合から平成三十年十二月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、平成三十一年一月九日認可した。

平成三十一年一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

公 告

公告第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により、洪佐地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は、平成三十年十一月十三日完了したので公告する。

平成三十一年一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

公告第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により、鹿島地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（ため池整備工事））の工事は、平成三十年十二月十三日完了したので公告する。

平成三十一年一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

公告第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により、倉楡地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業）の工事は、平成三十年十二月十七日完了したので公告する。

平成三十一年一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）